

聖泉大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 聖泉大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、学術の理論および応用を教授研究し、深い学識および卓越した能力を培い、社会の進展と文化の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。

(目的達成と評価)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公表するものとする。

2 本大学院は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検および評価を行うにあつての実施体制等については別に定める。

(組織的な研修等)

第3条 本大学院は、教員の教育内容および教育方法の改善を図るため、全学および部局ごとに組織的な研究および研修を実施するものとする。

第2章 組織

(課程)

第4条 本大学院に修士課程を置く。

(研究科、専攻および定員)

第5条 本大学院に次の研究科、専攻を置き、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	6 人	12 人

(研究科の目的)

第6条 本大学院看護学研究科は、病院、医療施設等の看護実践現場において、高い専門知識を備えた「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーを育成することを目的とする。

(図書館等)

第7条 本大学院は、聖泉大学の研究施設および設備を利用できるものとし、図書館、情報センターおよび厚生保健施設等の使用等については、本学学則の規定を準用する。

(事務組織)

第8条 本大学院の事務を処理するため、大学事務部がこれにあたる。

第3章 職員組織

(職員)

第9条 本大学院に教育研究上、必要な教員を置く。

(学長)

第10条 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(研究科長)

第11条 本大学院に研究科長を置く。

2 研究科長は、学長の命を受けて、研究科に関する校務をつかさどる。

(副研究科長)

第12条 本大学院に必要に応じ、副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、研究科長の職務遂行に当たり、これを補佐する。

第4章 運営組織

(教育研究評議会)

第13条 本学に教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、各学部より選出された教員2名、法人事務局長、学長が必要と認めた者をもって組織する。

3 教育研究評議会は、全学に関する次の事項を審議する。

(1) 教育研究組織の再編（経営に関する部分を除く。）に関する事項

(2) 学則（経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定・改廃に関する事項

(3) 教員人事の基準に関する事項

(4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他援助に関する事項

(6) 学生の入学、卒業又は修了その他学生の在籍・学位の授与に関する方針に関する事項

(7) 学生の身分に関する事項

(8) 教育および研究の状況について自ら行う点検・評価に関する事項

(9) その他教育研究に関する重要事項

4 その他教育研究評議会に関し、必要な事項については、別に定める。

(研究科教授会)

第14条 本大学院に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会の構成員は、研究科長、副研究科長、研究科の授業を担当する教授をもって組織する。ただし、研究科長が必要と認めたときは、その他の教員を加えることができる。

3 研究科教授会は、研究科に関する次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学長が定める教育研究に関する重要な事項
- (4) 学生の退学、除籍、留学、休学、その他学生の身分に関する事項
- (5) 授業時間割および授業計画に関する事項
- (6) 学生の試験に関する事項
- (7) その他教育研究に関する事項

4 研究科教授会は、前項第1号から第3号について、学長に意見を述べるものとする。ただし、研究科教授会は、前項第7号について、学長の求めに応じ意見を述べることができる。

5 学長が定める教育研究に関する重要な事項は、研究科教授会の意見を聴いたうえで、学長が別に定める。

6 研究科教授会に関し、必要な事項については、別に定める。

(委員会等)

第15条 本大学院に委員会等を置くことができる。

2 委員会等に関し、必要な事項については、別に定める。

第5章 修業年限等および在学年限等

(修業年限)

第16条 本大学院の修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第17条 本大学院の修士課程の学生は、4年を超えて在学することができない。

(長期履修学生)

第18条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第6章 学年、学期、休業日および授業期間

(学年)

第19条 学年は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(学期)

第20条 学年は、次の2学期に区分する。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は必要がある場合、前項の前期および後期の期間を変更することができる。

(休業日)

第21条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日および日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 開学記念日4月30日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 学長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

(授業期間)

第22条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週以上にわたることを原則とする。

第7章 入学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の他にも、学長が必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第24条 本大学院看護学研究科に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 看護系大学を卒業した者（卒業見込みの者）で、看護師の免許を有する者

(2) 看護系以外の大学を卒業し、看護師の免許を有する者（卒業見込みの者）

(3) 前各号に定める者の他、本大学院における個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、看護師の免許に関わる3年以上の実務経験を有する者

(入学の出願)

第25条 本大学院への入学を志願する者は、本大学院指定の書類に検定料を添えて学長に

提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等に関する事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第26条 前条の入学志願者の選考は、研究科教授会の審議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第27条 前条の選考に合格し、入学を希望する者は、所定の期日までに、誓約書、保証書
その他本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学申込金を納付しなければならない。

2 保証書の保証人は、原則として父母または成年の親族とし、独立の生計を営む者で、
授業料、教育充実費（以下「授業料等」という。）の債務を履行できるものでなければ
ならない。

(入学許可)

第28条 学長は、前条の手続きを完了した者に、入学を許可する。

(転入学、再入学)

第29条 本大学院に転入学および再入学を希望する者があるときは、学長は、学歴等を審
査し、相当年次に入学を許可することができる。

第8章 教育課程および履修方法等

(教育の方法および授業科目)

第30条 本大学院の教育は、授業科目および学位論文等の作成に関する指導（以下「研究
指導」という。）により行うものとする。

2 前項の授業科目の種類、単位数および修了に必要な単位数は、別表1のとおりとする。

3 第1項に規定する授業科目は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメデ
ィアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業科目の区分)

第31条 授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目に分け、これを各年次に配当し
て編成する。

(研究指導)

第32条 本大学院においては、入学時に学生ごとに指導教員を定める。

2 学生は、履修する授業科目の選択及び研究にあたり、指導教員の指導を受けなければな
らない。

(単位の計算方法)

第33条 各授業科目の単位数は、1単位の授業時間を45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号により計算するものとする。

(1) 講義および演習については、15 時間から30 時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から45 時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定に関わらず、特別研究、課題研究等の学修の成果に基づいて単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(履修登録および履修方法)

第34条 学生は、当該年度に履修する授業科目を所定の期限までに届出なければならない。

2 本大学院において開設する授業科目の履修方法は別に定める。

(単位の授与)

第35条 学生が所定の授業科目を履修し、試験又は論文審査に合格した者には、学長は、認定の上、所定の単位を与える。

(成績評価基準等の明示)

第36条 本大学院は、学生に対して、授業および研究指導の方法および内容並びに1年間の授業および研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 本大学院は、学修の成果および学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(教育方法の特例)

第37条 本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間のほかに、特定の時間又は時期に、授業又は研究指導等を行うことができる。

(学部開設科目の履修)

第38条 本大学院が必要と認めるときは、修士課程の学生に本学学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

(他大学の大学院等における授業科目の履修等)

第39条 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）と協議のうえ、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、履修した授業科目の単位は、10 単位を超えない範囲で本大学院において履修したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学の大学院に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第40条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の入学前に他大学の大学院（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）において履修した授業科目の単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、本大学院の入学後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位数を含めて10 単位を超えないものとする。

第9章 課程の修了および学位

(課程修了の要件)

第41条 学生が本大学院の修士課程修了の認定を受けるためには、研究科に2年以上（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数）在学し、第35条に定める単位を修得し、かつ必要な研究指導や実習指導を受け、修士論文を提出して、その審査および最終試験に合格した者は、研究科教授会の審議を経て、学長が課程の修了を認定する。

(修了証書の授与)

第42条 学長は、課程修了の認定を得た者に対して、修了証書を授与する。

(学位)

第43条 修士課程を修了した者は、次の学位を授与する。

研究科	専攻	学位
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）

- 2 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

第10章 休学、転学、留学、退学および除籍

(休学)

第44条 病気その他のやむを得ない事由により休学を希望するときは、保証人連署の願書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

- 2 休学期間は、6ヶ月以内とし、特別の理由がある場合は、引き続き6ヶ月を限度として延長を認めることができる。
- 3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学期間は、これを在学期間には算入しない。

(復学)

第45条 休学した者が復学を希望するときは、保証人連署の願書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第46条 学生がやむを得ない事由により、退学を希望するときは、保証人連署の願書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第47条 外国の大学院で履修するための留学を希望する学生は、保証人連署の願書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科教授会の審議を経て、学長が除籍を決定する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第17条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第44条第2項および第3項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した場合

第11章 研究生、科目等履修生、特別聴講生、外国人留学生および委託生

(研究生)

第49条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、研究科教授会の選考を経て、学長が研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し、必要な事項については、別に定める。

(科目等履修生)

第50条 本大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、研究科教授会の選考を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し、必要な事項については、別に定める。

(特別聴講学生)

第51条 他の大学院（外国の大学院等を含む。）の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、研究科教授会の選考を経て、学長が特別聴講学生として入学を許可することができる。

第12章 検定料、入学申込金および授業料等

(検定料、入学申込金および授業料等の額)

第52条 検定料、入学申込金、授業料等は、別表2に定める額とする。

(授業料等の納付)

第53条 授業料等は、指定する期日までに納付しなければならない。

2 授業料等は、停学中であっても納付しなければならない。

3 休学または退学する場合は、その期日の属する学期の授業料等を納付しなければならない。

4 休学期間中の授業料等の額は、在籍料として、各期毎に100,000円とする。

(授業料等の延納)

第54条 授業料等の納入が極めて困難な特別の事情がある場合と認めた学生に対しては、延納することができる。

(授業料等の不還付)

第55条 すでに納付した検定料、入学申込金、授業料等は還付しない。ただし、入学前の、所定の期日までに返還申請のなされた授業料等については還付することができる。

(奨学金)

第56条 本大学院学に奨学金制度を設ける

2 奨学金に関し、必要な事項については、別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第57条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者は、研究科教授会の審議を経て表彰することができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第58条 学長は、本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、研究科教授会の審議を経て、学生の懲戒を行う。

2 懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 本大学院の秩序を乱し、学生の本分に反する者

3 学長は、第1項の学生の懲戒に関し、必要な事項については、別に定める。

第14章 雑則

(雑則)

第59条 この学則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

(学則の改廃)

第60条 この学則の改廃は、研究科教授会および教育研究評議会の審議を経て理事会の承認を得て、学長が行う。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年9月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第30条関係)
看護学研究科看護学専攻

科目区分			授業科目の名称	配当 年次	単位数		履修方法 及び 修了要件
					必修	選択	
基 盤 科 目	共通科目		社会心理学	1		1	必修 10 単位以上 選択 5 単位以上
			健康運動学	2		1	
			薬理学	1		2	
			発達心理学	1		2	
			コンサルテーション論	1		2	
			看護政策論	2		2	
			研究方法論Ⅰ	1	2		
			研究方法論Ⅱ	1	2		
			災害看護学	2		2	
			看護倫理	1	2		
			看護理論	1	2		
			家族看護学	1		2	
			国際看護学	2		2	
			原書講読Ⅰ	1	1		
			原書講読Ⅱ	1		1	
			リーダーシップ論	1	1		
専 門 科 目	看護基礎分野	看護ケア開発領域	看護ケア開発特論Ⅰ	1		2	6 領域から 1 領域選択 選択必修 6 単位 選択しなかった 5 領域から「特論Ⅰ」を選択 2 単位
			看護ケア開発特論Ⅱ	1		2	
			看護ケア開発特論演習	1～2		2	
		看護教育学領域	看護教育学特論Ⅰ	1		2	
			看護教育学特論Ⅱ	1		2	
			看護教育学特論演習	1～2		2	
		看護管理学領域	看護管理学特論Ⅰ	1		2	
			看護管理学特論Ⅱ	1		2	
			看護管理学特論演習	1～2		2	
	看護実践分野	発達支援看護学領域	発達支援看護学特論Ⅰ	1		2	
			発達支援看護学特論Ⅱ	1		2	
			発達支援看護学特論演習	1～2		2	
		生活支援看護学領域	生活支援看護学特論Ⅰ	1		2	
			生活支援看護学特論Ⅱ	1		2	
			生活支援看護学特論演習	1～2		2	
		地域・精神保健看護学領域	地域・精神保健看護学特論Ⅰ	1		2	
			地域・精神保健看護学特論Ⅱ	1		2	
			地域・精神保健看護学特論演習	1～2		2	
特別研究			特別研究	2	8		必修 8 単位

修了要件および単位数

			修了要件単位数	合計 31 単位以上
科目区分			必修科目	選択科目
基盤科目	共通科目		10 単位	5 単位以上
専門科目	看護基礎分野	看護ケア開発領域	1 領域を選択 6 単位	2 単位
		看護教育学領域		
		看護管理学領域		
	看護実践分野	発達支援看護学領域		
		生活支援看護学領域		
		地域・精神保健看護学領域		
特別研究			8 単位	—

別表 2（第 52 条関係）

検定料、入学申込金

区 分	検定料	入学申込金
看護学研究科	30,000 円	200,000 円
科目等履修生	10,000 円	10,000 円
研究生	15,000 円	20,000 円

授業料等

区 分	授業料		教育充実費		実験（演習）・実習費	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
看護学研究科	250,000 円	250,000 円	100,000 円	100,000 円		
科目等履修生	1 単位 15,000 円 （講義、演習、実習）					
研究生	月額 15,000 円					